

監査品質のマネジメントに関する年次報告書（2025 年）

2025 年 1 月 1 日 ～ 2025 年 12 月 31 日

2026 年 6 月 30 日

監査法人名 あおい監査法人

所在地 東京都港区赤坂 3 丁目 11 番 15 号 VORT 赤坂見附 2 F

代表者 恵良 健太郎

1. 監査品質向上に向けた取組及び事務所概要

（1）監査事務所の最高責任者（統括代表社員 恵良健太郎）からのメッセージ

私たちは、日本経済の次なる発展に貢献するため、組織力をさらに高めた上で高品質な監査を提供していきます。

当法人に所属するメンバーは、高い倫理観と誠実性、公平性を持ったうえで、真のプロフェッショナルとなるべく自己研鑽を続けていきます。

各ステークホルダーとのコミュニケーションを十分におこない、時代の変化を捉え、社会との信頼関係を築き上げていきます。

・高品質な監査

私たちの存在意義は、公益実現のため、まずもって高品質な監査を提供することであると認識しております。そのためには組織として高い品質の監査業務を提供することが担保できていることが重要であると考えております。私たちあおい監査法人は、組織として高品質な監査業務を継続して安定的に提供できる体制を構築していきます。

・真のプロフェッショナル

組織体制に加えて高品質な監査を支えるもう一つの要因は、法人メンバーそれぞれが真のプロフェッショナルであるということです。財務会計・監査の専門家としてその知識と経験を貪欲に積んでいくことは当然として、業界に関する知見やコミュニケーション力を高めることにも励み、真に社会に求められる人材としてのプロフェッショナルになることを目指します。

・変化を捉える感性

今、私たちは激動の時代を生きています。以前まで当たり前だったことが、今では当たり前でなくなっていることが多くあります。ESG、SDGs、サステナビリティ、ダイバーシティ、ハラスメント、DX 化、働き方改革など枚挙にいとまはありませんが、その変化はパラダイムシフトというほどの劇的ではあるものの、高い感性を持っていないと十分にその本質を捉えたうえで認識することができません。私たちは公益的な法人であるという前提のもと、これら社会の変化を高い感性で捉え、時代の変化にあわせて柔軟に順応していく必要があると考えております。

私たちは 2022 年 8 月 31 日に法人名を「あおい監査法人」に名称変更したうえで、新たなメンバーを迎え入れ、次代の監査業界を担う法人となるべく再スタートいたしました。新たな法人として、組織力をもってそのパーパス、ミッション、ビジョンを実現し、社会に対して高い価値を提供しつづけていきます。

【法人基本理念】

パーパス

公益実現のため、公認会計士・監査法人に求められている社会からの期待の変化を常に捉え、資本市場を支える一員であり財務会計・監査の専門家として、その期待に応えることで日本経済の次なる発展に貢献する

ミッション

1. 高い監査品質により財務諸表への信頼性を付与します
2. 日本経済の次なる発展のために、IPO 業務に力を入れていきます
3. 財務会計・監査の知見を生かした企業の経営課題解決のためのサポートを行います

ビジョン

- ・ 監査業界における主要な法人の一つとなる
- ・ 組織としての監査法人運営を実現する
- ・ 公益性を鑑み、各ステークホルダーとの継続的なコミュニケーションを行う開かれた法人となる
- ・ 真のプロフェッショナル集団となる

バリュー

1. 品質第一
2. 信頼性：信頼関係の基礎となるもの。その内容は、「人格」と「能力」をベースとし、コンプライアンス、誠実性、公正性、倫理観、高潔、決意を含む。
3. フレキシビリティ（変化への順応性）
4. 多様性、相互扶助、シナジー
5. 透明性

(2) 事務所概要(2025 年 12 月 31 日現在)

①法人名称

あおい監査法人

②沿革

i 2004 年 4 月：監査法人を設立

1984 年に会計監査・税務に関する豊富な経験と実績を有する複数の公認会計士が集まりロイヤル公認会計士共同事務所として監査を行ってきましたが、法定監査の重要性に鑑み、指定社員制によるロイヤル監査法人を設立しました。

ii 2022 年 8 月：監査法人名をあおい監査法人に名称変更、松山事務所を開設

統括代表社員の交代が行われ、また組織力強化による監査品質の向上を目指すため、30 代から 40 代を中心とした複数のパートナーが参画しました。それに伴い、新たなビジョンをもちスタートを切るということで、法人名称を「あおい監査法人」に変更し、新体制による運営が開始されました。また、愛媛県松山市に地盤を有するパートナーの加入に伴い、松山事務所を開設しました。

iii 2022 年 10 月：東京事務所を東京都港区赤坂に移転

組織の拡大に伴う事務所移転として、現住所である港区赤坂に東京事務所の移転を行いました。

iv 2025 年 2 月：東京事務所のサテライトオフィスを東京都港区東新橋に開設

③統括代表社員

恵良健太郎

④人員構成

代表社員	10 名
顧問	1 名
常勤職員	16 名
<u>非常勤職員</u>	<u>28 名</u>
計	55 名

⑤監査対象会社の属性別数

金商法・会社法監査	9 社
金商法監査	6 社
会社法監査	1 社
学校法人監査	4 社
その他法定監査	3 社
<u>その他の任意監査</u>	<u>10 社</u>
計	33 社

⑥上場会社等主な監査対象会社名（大会社等のみを記載）

油研工業株式会社

株式会社ピクセラ

株式会社イクヨ

株式会社 AFC-HD アムスライフサイエンス

株式会社さいか屋

HS ホールディングス株式会社

株式会社 BlueMeme

ウィルソン・ラーニング ワールドワイド株式会社

株式会社アドバンスクリエイト

⑦事務所所在地

i 東京事務所

東京都港区赤坂 3 丁目 11 番 15 号 VORT 赤坂見附 2 F

東京事務所サテライトオフィス

東京都港区東新橋 2 丁目 6 番 10 号 大東京ビル 8 階

ii 松山事務所

愛媛県松山市宮田町 139 番地 14

2. 経営管理の状況等

公益性に根ざした監査品質の維持・向上を図るという私たちの使命を果たすうえで、経営管理体制の構築と強化は非常に重要なものとなっております。これは単一の規程や手続で完結するものではなく、組織としての複数の重要な基盤が相互に連携したうえで効果を発揮していくものでなければなりません。

それら目的を達成するためには適切な品質管理基盤を構築するのが最も重要であるものの、その前提となる組織・ガバナンス基盤、人的基盤、IT 基盤、財務基盤、国際対応基盤を充実・強化していくことが不可欠です。私たちあおい監査法人における経営管理の状況として、それら 6 つの基盤について以下に記載させていただきます。

あわせてそれら 6 つの基盤の状態を理解する一助となる監査品質の指標（AQI）についても記載させていただきます。この AQI はその数値自体が絶対的な監査品質の水準を測定したものではなく、私たちが監査品質の向上のための取組の状況と結果を示すものであり、また、私たちを取り巻くステークホルダーとの対話において、この AQI に関する議論を通じて、監査品質をどのように捉え、その期待は何か、その目的を達成するために必要な連携をどのように行っていくかといったコミュニケーションの一助となるものとの位置付けで捉えております。

(1) 品質管理基盤

①品質管理システムの整備及び運用

当法人は、監査業務の質を主体的に管理し合理的に確保するために、「監査に関する品質管理基準」等に準拠した「品質管理規程」を設け、品質管理システムの整備及び運用を実施しております。

当該品質管理規程において、品質管理システムに関する説明責任を含む最終的な責任は、当法人の最高経営責任者が負っていることを定めております。

また、品質管理システムの整備及び運用の状況を適切に記録し保存するための方針又は手続を定め、それらが遵守されていることを確かめております。

【不正リスクへの対応】

当法人は、不正リスクに関する品質管理の責任は、当法人の最高経営責任者が負っていることを定めております。

②監査事務所のリスク評価プロセス

当法人は、以下の品質管理の構成要素に対して、品質目標の設定、品質リスクの識別及び評価、品質リスクへの対処からなるリスク評価プロセスの整備及び運用を実施しております。

- ・ガバナンス及びリーダーシップ
- ・職業倫理及び独立性
- ・監査契約の新規の締結及び更新
- ・業務の実施
- ・監査事務所の業務運営に関する資源
- ・情報と伝達
- ・監査事務所間の引継

また、設定した品質目標の達成を阻害しうる品質リスクを識別し評価をしたうえで、当該リスクに対処するための方針又は手続を定めて、それを実施しております。

③ガバナンス及びリーダーシップ

当法人は、監査業務の品質を重視する風土を醸成するために、当法人の品質管理に関する方針又は手続、職業的専門家としての基準及び適用される法令等を遵守して業務を実施すること、及び状況に応じた適切な監査報告書を発行することを強調する行動とメッセージを明確に一貫して繰り返し示しております。

また、監査業務の品質を重視する風土を醸成する際に、全ての監査業務において監査業務の品質が保持されなければならないという要求事項が当法人の運営方針において優先されるということを認識し、以下の事項を実施しております。

- ・監査業務の品質が優先するということが当法人の方針であり、この方針を、専門要員の評価、報酬及び昇進（インセンティブ・システムを含む。）等の人事に関する方針及び手続に反映させること。
- ・当法人の営業や業績上の考慮事項が監査業務の品質に優先することがないように、各管理者の

責任を定めること。

- ・当法人が品質管理の方針及び手続の整備や文書化並びにその支援を行うために十分な資源を用意すること。

【AQI】

- ・役職員に対するアンケート結果

当法人は定期的に役職員に対して監査業務の品質を重視する風土が醸成されているかのアンケートを行っております。そのアンケート結果はそれらの目的が達成されているかどうかを示す重要な指標であると考えております。

Q1：当法人の経営者層や関わる監査責任者から、つねに監査業務における品質が最優先事項であるというメッセージや姿勢を感じていますか。

強くそう思う： 74%

そう思う： 26%

そうは思わない： 0%

Q2：日ごろから監査品質を重視して業務を行っていますか。

行っている： 100%

行っていない： 0%

④職業倫理の遵守及び独立性

i 職業倫理

倫理規則等に基づき、監査の品質管理規程において職業的専門家としての倫理に関する基本原則を遵守することを定めております。

【不正リスクへの対応】

監査従事者は、職業的専門家としての正当な注意を払い、懐疑心を保持して監査を実施しております。監査従事者は、各々のチームミーティングにおいて、職業的懐疑心を持ったうえで深度ある議論を行っております。また、監査責任者は職業的懐疑心を保持することの重要性を継続的に指導、監督しております。これらを行うことによって、法人全体として職業的懐疑心の重要性を確認し、全社に浸透することを努めております。

ii 独立性

当法人は、全社員及び職員から監査人の独立性チェックリストに基づいた監査従事者適格性の確認書を入手することで独立性の確認を行っております。

また、独立性に対する脅威と適切な措置に関する包括的な指針について規定している倫理規則を遵守すること等を定めており、必要に応じて監査実施者に対し独立性の教育を実施しております。

【AQI】

上記の手続を実施した結果、当年における独立性違反件数は以下のとおりでした。

独立性違反件数：0件

iii ローテーションの方針及び手続

業務執行社員等のローテーションについては、公認会計士法上の大会社等を対象として、社員会の承認のもと交替ルールを設けてローテーション予定表を作成しております。

具体的には、同一関与先の社員の関与期間は7年、インターバルは2年としております(ただし、筆頭業務執行社員のインターバルは5年としております)。

⑤契約の新規の締結及び更新の方針及び手続

監査契約の新規の締結及び更新をする際には、監査事務所の規模及び組織、当該監査業務に適した能力及び経験を有する監査実施者の確保の状況を考慮すること、並びに関与先の誠実性、利益相反関係等を検討すること等を定めております。

監査契約を解除する際には、重要な事項、相談内容、結論及びその結論に至った根拠等を文書化することを義務付けております。

【不正リスクへの対応】

当法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務に係る、監査契約の新規の締結及び更新の判断に関する方針及び手続を、以下のように定めております。

- ・不正リスクを考慮して監査契約の締結及び更新に伴うリスクを評価する。不正リスクの考慮には、関与先の誠実性に関する理解が含まれる。
- ・新規の締結時、及び更新時はリスクの程度に応じて、審査担当者など監査チーム外の適切な者が当該評価の妥当性を検討する。

また、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、監査責任者は、監査契約の新規の締結及び更新に関する手続が適切に行われていることを確かめなければならないことを定めております。

【AQI】

当年の新規監査業務受嘱数、継続契約締結数、及び解除契約数は以下のとおりです（大会社等のみ）。

新規監査業務受嘱数： 4 件

継続契約締結数： 5 件

解除契約数： 0 件

⑥業務の実施

i 監査業務の実施及び適切な監査報告書の発行を合理的に確保するための方針及び手続

監査実施者は、客観性及び適切な職業的懐疑心を保持すること、並びに正当な注意を払って自己の職務を遂行すること等を定めております。

補助者は、監査業務の実施に当たってより経験のある他の監査実施者に適宜質問等を行うことによりコミュニケーションを図ること、及び経験のある監査実施者は、経験の浅い補助者が作成する監査調書を適宜査閲すること等を定めております。

【不正リスクへの対応】

当法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、監査責任者は、不正リ

スクに適切に対応できるように、監査業務を監督及び査閲する責任を負っていることを定めております。

また、当法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、同一の企業の監査業務を担当する監査責任者が全員交代した場合、不正リスクを含む監査上の重要な事項を適切に伝達しなければならないことを定めております。また、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、監査責任者は、同一の企業の監査業務を担当する監査責任者が全員交代した場合、不正リスクを含む監査上の重要な事項の伝達が行われていることを確かめなければならないことを定めております。

ii 専門的な見解の問合せの方針及び手続

判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっておらず判断が難しい重要な事項に関して、適切に専門的な見解の問合せを実施し、専門的な見解の問合せの内容、得られた見解及びその対処を文書化することを義務付けております。

【不正リスクへの対応】

当法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況が識別された場合、又は不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、必要に応じ当法人内外の適切な専門的知識及び経験等を有する者に問合せ、入手した見解を検討しなければならないことを定めております。

また、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、監査責任者は、監査チームが専門的な見解の問合せに関する手続を適切に実施する責任を負っていることを定めております。

【AQI】

当法人は、社内及び社外での専門的な見解の問合せの体制を整備しております。専門的な見解の問合せ数は監査品質を示す重要な指標と考えており、当年においては問合せ件数は1件となっております。今後もより積極的に専門的な見解の問合せを行う風土を醸成していく予定です。

専門的な見解の問合せの実施：1件

iii 監査上の判断の相違を解決するための方針及び手続

監査上の判断の相違が生じたときには、監査上の判断の相違を早期に識別し、それを解決するための明確な指針を提供する当法人の定める監査上の判断の相違に関する方針及び手続に従ってこれを解決すること等を定めております。

iv 審査の方針及び手続

監査業務に係る審査の担当者は、監査責任者として当該監査業務を担当できる程度の十分かつ適切な経験と権限が必要であることを定めております。

また、公認会計士法上の大会社等については、同一関与先の審査の担当者の期間は7年、インターバルは3年としております。

審査は、すべての監査業務について実施しており、通常、監査責任者等との討議及び財務諸表とその監査報告書の検討(特に監査意見についての十分な検討)により行い、審査の内容及び結論は、監査調書として文書化することを義務付けております。

【不正リスクへの対応】

当法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、不正による重要な虚偽表示の疑義がある場合、当法人は、これに対応する十分かつ適切な経験や職位等の資格を有する審査担当者を選任することを定めております。

また、不正による重要な虚偽表示の疑義の内容及び程度に応じて、必要な場合には、追加で審査担当者を選任するか、社員会で審査を実施することとしております。

当法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、監査責任者は、不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、当法人の定める方針及び手続に従って審査担当者が選任されていることを確かめなければならないことを定めております。

不正リスク対応基準が適用される監査業務について、審査担当者は、不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、修正後のリスク評価及びリスク対応手続が妥当であるかどうか、入手した監査証拠が十分かつ適切であるかどうかについて、検討しなければならないことを定めております。

当法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合、審査において検討され評価される事項には、例えば、以下の事項が含まれることを定めております。

- ・修正後の監査の基本的な方針と詳細な監査計画の内容
- ・監査上の判断、特に重要性及び重要な虚偽表示の発生可能性に関して行った判断
- ・リスク対応手続の種類、時期及び範囲
- ・入手した監査証拠が十分かつ適切かどうか
- ・専門的な見解の問合せの要否及びその結論
- ・不正による重要な虚偽表示の疑義に関する監査調書には、実施した手続とその結論が適切に記載されているかどうか

v 監査ファイルの最終的な整理及び監査調書の管理・保存の方針及び手続

監査ファイルの最終的な整理の期限は、監査報告書日から最長 60 日としております。また、監査調書のうち当座調書の保存期間は、10 年としております。

これらを含めた監査調書の管理の方針及び手続については、品質管理規程の細則を定めて運用しております。

【AQI】

監査ファイルの最終的な整理及び監査調書の管理・保管において、電子監査調書は大変有用なものとなっており、当法人は 2023 年より電子監査調書の導入を進めております。当法人においては監査業務の全業務について電子監査調書の導入を行っております。

電子監査調書導入割合：100%

⑦監査事務所の業務運営に関する資源

i 人的資源

監査実施者の採用、監査実施者の能力及び適正、並びに、監査実施者の評価、報酬及び昇進については、能力と資質を備えた誠実な人材を選考すること、及び監査実施者が能力を高め維持することを正当に評価し、そのために必要となる教育・訓練制度を構築すること等の考慮事項を定めております。

監査実施者の選任については、その職責を果たすのに適切な能力、適正、経験、独立性及び権限を保持し、十分な時間を確保していること等の考慮事項を定めております。

【不正リスクへの対応】

当法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務がある場合には、専門要員が監査業務を行う上で必要な不正事例に関する知識を習得し、能力を開発できるよう、当法人内外の研修等を含め、不正に関する教育・訓練の適切な機会を提供しなければならないことを定めております。

また、不正リスク対応基準が適用される監査業務において、監査チームに期待される適切な適性及び能力を検討する場合、監査責任者は、当法人が提供する不正に関する教育・訓練を通じて得られた、専門要員の知識及び能力の程度を考慮することがあることを定めております。

ii テクノロジー資源、知的資源、サービスプロバイダーの利用

当法人は、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に準拠して業務を実施すること及び当法人又は監査責任者が状況に応じた適切な監査報告書を発行できるようにすることを達成するために、テクノロジー資源、知的資源及びサービスプロバイダーの利用に関する方針及び手続を定めております。

⑧情報と伝達

当法人は、品質管理システムの整備及び運用を可能にするために、品質管理システムに関する情報の取得、生成又は利用、及び当法人内外への適時な情報の伝達に対処するための方針又は手続を定めております。

⑨品質管理システムのモニタリング及び改善プロセス

i 監査事務所の品質管理に関する方針及び手続のモニタリングのプロセス

品質管理システムのモニタリングの責任者として、当該責任を担うだけの十分かつ適切な経験と権限を有する社員等を選任しなければならないこと等を定めております。

【不正リスクへの対応】

当法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務における不正リスクへの対応状況について、完了した監査業務の検証により、以下に掲げる項目が当法人の品質管理の方針及び手続に準拠して実施されていることを確かめなければならないことを定めております。

- ・ 監査契約の新規の締結及び更新

- ・不正に関する教育・訓練
- ・業務の実施（監督及び査閲、当法人内外からもたらされる情報への対処、専門的な見解の間合せ、審査、同一の企業の監査業務を担当する監査責任者が全員交代した場合の引継を含む。）
- ・監査事務所間の引継

ii 日常的監視と完了した監査業務の検証

品質管理の方針及び手続が適切かつ十分に整備され、有効に運用されていることを合理的に確保するために、品質管理システムに関する日常的監視を実施しております。また、個別の監査業務が品質管理の方針及び手続に準拠していることを確かめるため、完了した監査業務の検証を実施しております。

【AQI】

完了した監査業務の検証は、品質管理のモニタリングにおいて重要なプロセスであると認識しております。当該検証実施時点で完了した監査業務（大会社等のみ）は3件であり、その全ての監査業務について完了した監査業務の検証が行われました。

完了した監査業務の検証数：3件

iii 識別した不備の評価、伝達及び是正の方針及び手続

品質管理システムのモニタリングの結果、不適切な監査報告書が発行されたおそれがある場合、又は監査業務の実施過程で必要な手続が省略されたおそれがある場合に対処するための方針及び手続を定めております。

iv 不服と疑義の申立ての方針及び手続

不服と疑義の申立ての調査において、品質管理の方針及び手続の整備及び運用に関する不備が発見された場合、又は一人若しくは複数の者が品質管理のシステムに準拠していないことが発見された場合には、適切な是正措置を講じなければならないこと等を定めております。

【不正リスクへの対応】

当法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、当法人内外からもたらされる情報に対処するための方針及び手続を、以下のように定めております。

- ・不正リスクに関連して当法人内外から当法人に寄せられた情報を受け付ける。
- ・当該情報について、関連する監査責任者へ適時に伝達する。
- ・監査責任者は、監査チームが監査の実施において当該情報をどのように検討したかについて、品質管理担当責任者に書面で報告する。

v 外部モニタリング

(a) 日本公認会計士協会（JICPA）による品質管理レビュー

日本公認会計士協会では、監査業務の公益性に鑑み、監査業務の適切な質的水準の維持、向上を図り、監査に対する社会的信頼の維持、確保することを目的として、監査事務所が行う監査の品質管理の状況をレビューする制度を導入しています。同制度より、原則として3年に1回、監

査事務所が行う監査の品質管理のシステムレビュー（通常レビュー）が実施されております。

品質管理レビューの結果、改善が必要と認められる事項が発見された監査事務所に対しては、改善勧告が行われ、当該改善勧告を受けた監査事務所に対しては、レビューの実施結果等に応じて「通常レビュー」または「改善状況の確認」が実施されることとなっております。

(b) 公認会計士・監査審査会（CPAAB）による検査

金融庁に設置された独立の行政機関である公認会計士・監査審査会（CPAAB）は、日本公認会計士協会による品質管理レビューの内容を審査するとともに、必要に応じて日本公認会計士協会や監査事務所等への立ち入り検査を実施しています。当該検査の結果、監査事務所において監査の品質管理が著しく不十分である場合、監査業務が法令等に準拠していないことが明らかになった場合には、審査会は、業務の適正な運営を確保するために必要な行政処分その他の措置を金融庁長官に勧告し、金融庁が監査事務所に対して、戒告、業務改善命令等の行政処分等を行います。

(c) 外部機関による検査結果等への対応

当法人では、外部機関によるレビューまたは検査で指摘された事項は、その根本原因を分析するとともに、再発防止のための業務改善、社内研修での周知徹底等、必要な実施を行っております。

⑩品質管理システムの評価

品質管理システムに関する最高責任者は、当法人の会計年度の末日を基準日として品質管理システムの評価を行うことを定めております。

品質管理システムの評価の結果として、以下の結論を下すことが定められております。

- i 品質管理システムは、当該システムの目的が達成されているという合理的な保証を当法人に提供している。
- ii 品質管理システムの整備及び運用について、重大ではあるが広範ではない識別された不備を除き、品質管理システムは、当該システムの目的が達成されているという合理的な保証を当法人に提供している。
- iii 品質管理システムは、当該システムの目的が達成されているという合理的な保証を当法人に提供していない。

上記のうち、ii 又は iii の結論に達した場合、当法人は以下の事項を実施することを定めております。

(a) 迅速かつ適切な措置を講じる。

(b) 監査チーム及び品質管理システムにおいて活動を実施する者に伝達する。

なお、2025 年 12 月 31 日を基準日とした品質管理システムの評価は、基準日において業務の品質の管理に関して適切な内部統制の整備及び運用状況を確認し、重大又は広範な不備が識別されなかったことから、当法人の品質管理システムは、当該システムの目的が達成されているという合理的な保証を当法人に提供していると評価いたしました。

⑪監査事務所間の引継

監査事務所間の引継にあたって、当法人が前任監査人となる場合又は、後任監査人となる場合についての方針及び手続を定めております。

【不正リスクへの対応】

不正リスク対応基準が適用となる監査業務に関して監査チームが実施した引継の状況については、品質管理担当責任者に報告しなければならないことを定めております。

また、監査責任者は、監査チームが実施した引継の状況について品質管理担当責任者に報告されていることを確かめなければならないことを定めております。

⑫共同監査の方針及び手続

共同監査を実施する場合において、監査業務の質を合理的に確保するため、共同監査契約の新規の締結及び更新の承認手続について十分に検討すること並びに監査調書の相互査閲及び監査業務内容の評価の方法を適切に決めること等を定めております。

⑬監査品質を向上していくための考え方、方針、具体的な体制

当法人は、監査品質の向上を最重要課題として位置づけており、以下の方針に基づいて具体的な体制を整備しております。

当法人の基本的な考え方として、高品質な監査を提供することは、公益を実現し、資本市場の信頼を確保するための重要な使命であると認識しています。そのため、常に最新の監査技術と知識を習得し、品質管理の体制を強化することに努めています。

i 継続的な教育と研修

最新の法令や会計基準の変更に迅速に対応するため、定期的な研修を実施します。また、専門要員の専門スキルを高めるため、外部研修の受講や資格取得を奨励します。

ii 効果的なコミュニケーション

定期的なチームミーティングや社内勉強会を開催し、情報共有を徹底します。

iii モニタリングとフィードバック

日本公認会計士協会からのレビュー結果を積極的に取り入れ、改善を図ります。

iv 技術革新の導入

最新の監査ソフトウェアを導入し、監査の標準化と効率化、品質向上を図ります。

vi 品質管理部門の設置

品質管理部門の責任者を任命し、品質管理活動の統括を行います。また、専門知識を有するスタッフを配置し、品質管理業務を支援します。

vii 監査プロセスの標準化

最新の監査基準に基づいた監査マニュアルを整備し、専門要員が遵守するよう徹底します。各監査業務において必要なチェックポイントを明確にしたチェックリストを導入し、業務の標準化を図ります。

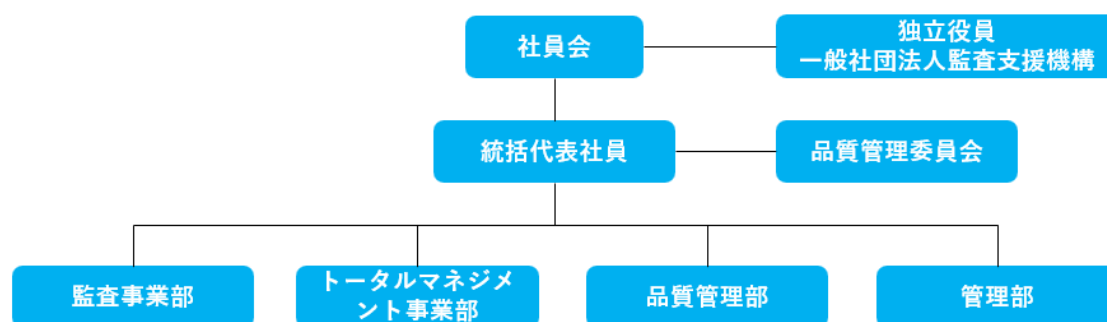
これらの考え方、方針、具体的な体制に基づき、当法人は常に高品質な監査業務を提供し、社会の信頼に応えることを目指してまいります。

(2) 組織・ガバナンス基盤

①組織・ガバナンスに対する基本的な方針

当法人では、全社員で意思決定をする社員会にて基本方針を決定し、その基本方針に従って経営に関する意思決定を行っております。また社員会の決定に基づく経営執行については、統括代表社員の下に各事業部を設置したうえで、それぞれの各事業部が個別具体的な法人業務を行っております。

②組織図と各機関の役割



・社員会

法人の最高意思決定機関となっております。全社員によって構成された機関となっております、経営に関する基本的な重要事項である基本方針を審議決定しております。その基本的経営方針に基づき、法人の経営に関する意思決定を行います。社員会によって審議決定された事項については、統括代表社員の下に設置された各事業部において業務が行われることとなります。監査法人のガバナンスコード対応として、一般社団法人監査支援機構より独立役員の派遣を受けております。高品質な監査が組織的に実行するための知見を受けております。

・事業部

監査事業部、トータルマネジメント事業部、品質管理部、管理部によって構成されております。特に重要となる品質管理部においては、当法人の品質を担う部署として、品質管理規程や監査マニュアル、監査ツールの整備及び運用を行っております。また、契約審査や意見審査の統括を行うとともに、各種モニタリング（日常的監視及び完了した監査業務の検証）の実施も担っております。その他、法人内における会計や監査に関する専門的な見解に対する問い合わせの対応も行っております。

③非監査業務の提供

2022年度より開始しております。公認会計士としての専門性や仕事の幅を広げるうえで有用であり、また人材採用及び育成の観点からも重要であると考えております。財務調査業務、会計処理等の助言を実施しております。

④今後どのような体制を目指すかに関する考え方、方針

当法人は、高品質な監査を提供することを目的として、継続的な成長と持続可能な経営を実現するために、以下の考え方に基づき、体制の整備と強化を目指しています。

i 透明性と公正性の確保

当法人の全ての活動において透明性と公正性を確保し、利害関係者からの信頼を得ることを最優先とします。

ii 効率的なガバナンス

効率的な意思決定プロセスを構築し、迅速かつ効果的に対応する体制を整えます。

iii 多様性と包摂性の推進

多様なバックグラウンドを持つ人材を積極的に採用・育成し、組織の多様性を推進します。

iv 持続可能な成長

SDG s、環境・社会・ガバナンス要素を取り入れ、持続可能な成長を追求します。

v 品質管理委員会の立ち上げ

日常的な品質管理業務からは独立して、当法人における品質管理上の課題分析や、監査品質の向上に資するような施策の開発を目的として、品質管理委員会を設置しております。この品質管理委員会は、公認会計士・監査審査会への出向経験のある公認会計士を顧問に迎え、月に1回の事務局による会議の開催と、3か月ごとの品質管理委員会の開催を行っております。当委員会においては、当法人に対する品質管理レビューでの指摘事項の分析や、品質管理レビュー事例解説集及び審査会検査結果事例集の分析と当法人への対応方針を議論しております。その議論の過程によって品質向上のためのチェックリスト等のツール開発も行っております。

vi ガバナンス強化

各月で開催される社員会をはじめ、常日頃から密にコミュニケーションを取っていることから、社員相互間の監視が十分になされているものであるため、監督・評価機関または独立性を有する第三者の設置は行っておりません。ただし、今後さらなる社員の加入が予定されていることもあり、その法人規模に見合った実効的で公益的な性格を有する監査法人の運営にふさわしい監視体制を整備すべく、独立性を有する第三者の専任を進めております。現時点においては、一般社団法人監査支援機構がその期待と役割を担っております。当法人としては透明性及び実効性のある経営機能の強化に寄与していただけることを期待しております。

【AQI】

社員に女性役員を登用することは、多様な視点による意思決定の質向上、リスク管理能力の強化、市場ニーズの的確な把握、イノベーションの促進を通じて監査品質を向上させ、同時にSDG sの観点からステークホルダーからの評価を高め、組織内の女性従業員のモチベーション向上と多様性意識を醸成するということでも重要なものであると考えております。今後も継続して女性役員の登用を進めていきたいと考えております。

社員における女性役員の数：1名（女性役員比率10%）

(3) 人的基盤

①人事基本方針

公認会計士及び監査法人に求められている社会の変化する期待を常に捉え、資本市場を支える一員であり財務会計、監査の専門家として、その期待に応えることで日本経済の発展に貢献できる人材の採用、育成を基本方針としております。特に人材採用とその教育は、監査品質を維持向上させていくうえでは非常に重要な要素となるため、当法人における重要施策として採用活動、教育活動の強化を実施しております。今後もさらなる人材の獲得と教育による人的基盤の向上を図ってまいります。

②人員構成 非常勤は（ ）内にて記載

公認会計士である社員	10 人（ - ）
顧問	0 人（ 1 ）
公認会計士	4 人（ 25 ）
監査補助職員	11 人（ 2 ）
その他事務職員等	1 人（ 1 ）
計	26 人（ 28 ）

【AQI】

監査品質の維持向上のために、人的リソースの確保は重要な施策であるものと認識しております。特に重視する指標としては、以下のとおりです。

公認会計士である社員数：10 人

公認会計士以外の専門的な知識やスキルを有する特定社員数：0 人

公認会計士である常勤監査補助職員数：4 人

USCPA、公認情報システム監査人等の公認会計士以外の専門的な知識やスキルを有する常勤監査補助職員数：0 人

公認会計士試験合格者である常勤監査補助職員数：1 人

監査アシスタント業務を実施する常勤監査補助職員数：10 人

③監査業務の種類別、監査経験年数、専門知識の有無

当法人は、さまざまな監査業務に対応するため、各分野において豊富な経験と専門知識を持つスタッフを揃えています。私どもが経験、専門性をもつ監査の種別には以下のものがあります。

- ・金商法・会社法監査
- ・金商法監査（IPO のための準金商法監査含む）
- ・会社法監査
- ・学校法人監査
- ・労働組合監査
- ・その他法定監査、任意監査

各分野において、担当者は定期的な研修および自己学習を通じて最新の知識と技術を習得し、

クライアントに対して高品質な監査サービスを提供することを目指しています。また、専門知識を有するスタッフが監査チームに配属されることで、業務の効率化と精度向上を図ります。

④人事に関する方針

i 人材採用方針

当法人の基本理念に共感し、専門能力や人的基礎能力の高い人材を採用する方針をとっております。また、適切な監査品質の確保のために業務量に応じて適正な人員を確保し、適正な人員構成の維持のため、計画的に採用活動に取り組んでおります。

ii 監査トレーニー制度

将来有望な人材を確保するため、公認会計士資格を有しない補助者を監査トレーニーとして採用を行っております。これにより、監査現場の効率化及び監査品質の向上に努めております。

iii 人事育成、研修方針、実績

当法人ではOJTを積極的に行い、職業的専門家としてのスキルだけでなく、コミュニケーション能力も含めたビジネススキル向上のための育成を実施しております。また監査品質向上のため月1回のクオリティーミーティング（QM）（常勤のみ）を実施しております。そこでは様々な専門情報の内容を取り扱っております。

【AQI】

当法人の常勤職員を対象に、原則月1回開催するクオリティーミーティング（QM）を実施しております。このQMは以下の目的のもと実施されるものです。

- ・監査事務所における監査業務の品質を重視する風土の醸成
- ・外部レビュー等における指摘事項の事例研究、原因分析
- ・専門能力の向上
- ・規程、ガイドライン、監査ツールの周知徹底
- ・個別監査業務の検証
- ・東京事務所、松山事務所の運営の一体化
- ・取り組むべき検討課題の洗い出し
- ・意見交換の場

2025年における開催実績：12回

iv 人事評価制度

監査品質を最も重視する方針を採用しております。各職位に求められる役割と責任を明記し、達成状況によって評価を行っております。評価結果は面談を通じて本人にフィードバックし監査品質の維持及び向上に努めるとともに、本人の成長を支援できる体制を構築しております。

v 非常勤者に対する研修、評価、情報セキュリティ

当法人における非常勤者については、法人が指定する研修の受講を指示し、業務の実施状況や

研修の受講状況を踏まえた評価を行っております。また情報セキュリティについては、常勤職員と同様の当法人における VDI 環境での作業を行う仕組みを構築しております。これらの施策により、非常勤者においても常勤者と同様の管理を行っております。

⑤多様な働き方について

i 兼業、副業について

あらかじめ会社に出向、承認を得ることで可能としております。ただし副業、兼業を行う間も、会社の就業規則に定める秘密保持義務、会社の信用失墜行為の禁止義務等の服務規程の運用はあるものとし、本業における業務内容、会社情報等を第三者に口外してはならないこととしております。

ii 働き方の多様性について

当法人では、社員一人ひとりが最大限のパフォーマンスを発揮できるよう、多様な働き方を推進しています。以下に具体的な施策を示します。

・リモートワークの導入

技術の進化に伴い、リモートワークができる体制を整備しています。必要な IT インフラとセキュリティ対策を整え、安全かつ効率的に業務を遂行できる環境を提供します。

・ダイバーシティ&インクルージョン (D&I) の推進

性別などに関わらず、多様なバックグラウンドを持つ社員が活躍できる環境を整備します。また全社員が尊重し合い、協力し合える職場文化を育てております。

これらの施策を通じて、当法人は社員がそれぞれのライフステージや個別のニーズに応じて働ける環境を提供し、働きやすさと働きがいの向上を目指します。また、多様な働き方を推進することで、社員の満足度と生産性を高め、組織全体の成長に繋げていきます。

(4) IT 基盤

①当法人の IT 環境

情報セキュリティ対策の基本方針として、対象となる全ての情報は、その重要性に応じ、あおい監査法人情報セキュリティ対策基準に基づき取り扱われなければならないものとしております。

②管理体制

情報管理の責任は、統括代表社員が担うものとしております。その実行、管理に当たっては、セキュリティ責任者を定め、監査法人の情報システム及び各監査業務においてセキュリティ担当者を任命して実施しております。

③現在のネットワーク環境

i ネットワーク

昨今 IT 化や DX 推進が進む中で当法人として高いレベルでの情報セキュリティを担保するために、電子監査調書システムの導入を完了させました。電子監査調書システムをセキュアな環境で

利用でき、クラウド型 IT プラットフォームを提供する合同会社監査 D&I コンソーム（通称：ADIC）への加入を通して、仮想デスクトップ上での電子監査調書システム（AQuA）を使用しております。

ii ハードウェア

セキュリティレベルに応じて信頼性のある機器を選定しております。

④今後の計画

当法人は、デジタルトランスフォーメーション（DX）を推進し、最新の IT 技術を積極的に取り入れることで、監査業務の効率化と品質向上を図ります。以下に今後の計画を示します。

i AI とデータ分析の導入

AI を活用した監査システムを開発・導入し、効率的な監査業務の実施を行います。これにより、監査プロセスの効率化と精度向上を実現します。

ii サイバーセキュリティの強化

最新のセキュリティ技術を導入し、情報漏洩やサイバー攻撃からの防御を強化します。定期的なセキュリティ診断と脆弱性テストを実施し、リスクを最小限に抑えます。

iii 社員教育の強化

サイバーセキュリティに関する社員教育プログラムを強化し、全社員が最新のセキュリティリスクと対策を理解し実践できるようにします。

iv IT インフラの定期評価

定期的に IT インフラを評価し、必要なアップデートや改善を実施します。新しい技術やソリューションを積極的に取り入れ、常に最適な IT 環境を維持します。

これらの計画を通じて、当法人は IT 基盤の強化を図り、監査業務の効率化と品質向上を目指します。最新の技術を積極的に取り入れることで、変化するビジネス環境にも柔軟に対応し、クライアントに対して最適な監査サービスを提供し続けることを目指します。

（5）財務基盤

当法人は、持続可能な成長と安定的な運営を実現するため、強固な財務基盤の確立に努めていきます。以下に、財務基盤の現状と今後の方針について記載します。

①財務基盤の現状

当法人は多様なクライアントに対して監査およびアドバイザリーサービスを提供しており、安定した収益基盤を確立しています。主要クライアントとの長期的な関係を維持しつつ、新規顧客の獲得にも積極的に取り組んでいます。

当法人の財務状況は健全であり、十分なキャッシュフローを確保しています。これにより、運転資金の確保や将来的な投資に対する対応が可能となっております。

監査業務に加え、コンサルティングやアドバイザリーサービスなどの非監査業務からの収益も確保しており、リスク分散が図られています。

②財務管理の基本方針

財務情報の透明性を確保するため、適時適切な財務報告を行います。これにより、ステークホルダーからの信頼を維持します。

財務リスクを適切に管理し、不測の事態に備えたリスクヘッジを行います。具体的には、適切な内部統制システムを構築し、定期的なリスク評価を実施します。

③財務計画と目標

毎年度の収益目標を設定し、その達成に向けた具体的な計画を策定します。新規顧客の獲得や既存顧客へのサービス拡充により、収益基盤の強化を図ります。

コスト効率を高めるための施策を導入します。具体的には、プロセスの効率化やデジタル化の推進により、業務コストの削減を目指します。

④報酬依存度の管理

特定の顧客に依存しすぎないように、顧客の多様化を推進します。特定のクライアントからの収益依存度が高くなることを避け、リスク分散を図ります。

【AQI】

報酬依存度が 15%を超えるクライアント数：0 件

⑤資金管理

キャッシュフローの効率的な管理を行い、必要な運転資金を確保します。資金繰りの円滑化を図り、財務の健全性を維持します。

これらの施策を通じて、当法人は強固な財務基盤を構築し、持続可能な成長を実現します。財務の健全性と透明性を確保しつつ、戦略的な投資とリスク管理を徹底することで、クライアントおよびステークホルダーからの信頼を確保し続けます。

(6) 国際対応基盤

当法人は、グローバルなビジネス環境に適応し、国際的な監査基準に対応するために、以下のようない国際対応基盤を構築しています。

①国際財務報告基準（IFRS）への対応

国際財務報告基準（IFRS）を適用しているクライアントに対して、適切な監査サービスを提供するための知識と経験を持つ専門チームを編成しています。

②国際案件の対応

海外子会社や関連会社を持つクライアントに対して、クロスボーダーの監査を実施します。現地の監査法人と連携し、一貫性のある監査手続きを提供します。

③将来の展望

国際的なネットワークへの加入を検討しております。これにより今後、さらに海外サービスを拡充し、現地でのクライアントサポートを強化することが可能となります。

これらの施策を通じて、当法人はグローバルな監査およびアドバイザリーサービスを提供し、国際的なビジネス環境においても高い品質を維持します。国際対応基盤を強化することで、クライアントの多様なニーズに応え、グローバルな信頼を築き上げていきます。

以 上